

第5章 健康課題の抽出と保健事業の実施内容

1.実施事業の選定方法等

(1)実施事業の選定方法

①対象

乳幼児期、学齢期への保健事業は、母子保健法や学校保健安全法に基づく健診等の事業を関係課が実施しており、また、この年代の被保険者は少ないこと等から、本計画では20歳以上を主な対象者とします。

②優先順位

予防可能な疾病等の改善の可能性が高い事業、対象者の多い事業をより優先度の高い事業とし、事業方針ごとに優先順位を定めます。

③関連計画との関係

地域包括ケアシステムの推進に向けた保健福祉部会に国民健康保険の担当者が出席する等、第1章で関連計画とした計画の運用に国民健康保険も参加・情報提供することで、関連計画と連携・役割分担を図ります。なお、関連計画で実施する事業からは、本計画で取り組む健康課題と関係が深い事業のみを選定し、本計画に記載しています。

(2)安城市国民健康保険運営協議会の意見反映

国民健康保険事業について審議する場として、被保険者(公募委員含む)・保険医・公益・被用者保険の代表からなる運営協議会があります。実施事業の選定・見直しについては、運営協議会に諮ることで、医師等の専門家や被保険者の意見を取り入れています。

2.第3期データヘルス計画全体の評価指標

第3期データヘルス計画全般に係る評価として、基本方針ごとに中長期目標で評価を行います。

基本方針1 健康を保つための疾病予防(健康寿命の延伸)

事業方針A「健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくり」

事業方針B「重症化予防の推進による医療の効率化」

上記2つの事業方針により、被保険者の健康寿命の延伸を目指し、下記の指標で中長期的に評価します。

評価指標	計画策定時実績 令和4年度	目標値	
		中間評価時点 令和8年度	最終評価時点 令和11年度
日常生活に制限のある期間の平均(年) 平均余命と平均自立期間(要介護2以上になるまでの期間)の差 国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」	男性:1.3年 女性:2.6年	縮小	縮小

基本方針2 持続可能な保険サービスの提供(医療費の適正化)

事業方針C「適正な医療を受けるための情報提供」

上記の事業方針により、被保険者の医療費の負担の軽減と適切な医療受診行動を目指し、下記の指標で中長期的に評価します。

評価指標	計画策定時実績 令和4年度	目標値	
		中間評価時点 令和8年度	最終評価時点 令和11年度
3年度毎の 被保険者1人当たり医療費の伸び率 国保データベース(KDB)システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」	安城市:1.090 ・令和元年度:22,074円 ・令和3年度:24,065円 国:1.036 愛知県:1.045	令和5年度から 令和7年度までの 伸び率が国、愛知県よりも低く推移	令和8年度から 令和10年度までの 伸び率が国、愛知県よりも低く推移

3.分析結果に基づく健康課題の抽出と解決のための対策

以下は、分析結果から明らかとなった健康課題と、健康課題に対して本計画で目指す姿(目的)、その目的を達成するための目標を示したものです。

項目	健康課題	優先する健康課題	対応する保健事業番号	データヘルス計画全体における目的
A	<p>特定健康診査・保健指導 <有所見者> 生活習慣に関連した検査項目において、HbA1c、空腹時血糖など有所見者割合が高く、増加傾向にある項目があります。</p> <p><特定保健指導> 愛知県、国よりも実施率が低い状況にあります。</p> <p>がん検診 がんは主たる死因の1位です。</p> <p>被保険者の健康意識 健康診査の質問票より、運動習慣がないと回答した割合は58.7%、生活習慣の改善意欲がないと回答した割合は31.1%です。</p>	高	①②③ ④⑤⑥ ⑦	<p>健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくり</p> <p>メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。</p> <p>健診、レセプトデータによる健診対象者のセグメント分けを行い、効果的な受診勧奨、保健指導利用勧奨を行います。</p> <p>がん検診の受診率を向上し、がんの早期発見・早期治療につなげます。</p> <p>健康づくりの特典(インセンティブ)事業として、健診受診等でポイントが貯まるマイレージ事業を行います。</p>
B	<p>生活習慣病 生活習慣病の重症化リスクがあるにもかかわらず、適切な受診につながっていない健診異常値放置者、生活習慣病治療中断者が存在します。</p>	高	⑧⑨⑩	<p>重症化予防の推進による医療の効率化</p> <p>健診、レセプトデータにより対象者を抽出し、通知と電話による医療機関受診勧奨を行い、重症化を予防します。</p>
C	<p>医療費 生活習慣病など長期的に薬の継続服用を必要とする治療する人が多いことから、ジェネリック医薬品の活用等、医療費の負担の少ない受診方法を啓発する必要があります。</p> <p>受診行動 受診行動の適正化が必要な、重複・頻回受診、重複投薬者のいずれかに該当する被保険者が存在します。</p>	中	⑪⑫⑬	<p>適正な医療を受けるための情報提供</p> <p>差額通知の送付及び「ジェネリック医薬品希望」印字保険証ケース等の啓発用品を配布します。</p> <p>レセプトデータから抽出された重複・頻回受診、重複投薬者に対して、適正な受診行動の案内や、自身に処方されている薬剤の情報提供を通知により実施します。</p>

個別の保健事業については「2.健康課題を解決するための個別の保健事業」に記載

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

評価指標	計画策定時 実績 令和4年度	目標値					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査受診率 (法定報告値)	46.4%	47.5% 以上	48.0% 以上	48.5% 以上	49.0% 以上	49.5% 以上	50.0% 以上
特定保健指導実施率 (法定報告値)	14.2%	18.0% 以上	20.0% 以上	22.0% 以上	24.0% 以上	26.0% 以上	28.0% 以上
各がん検診の受診率	胃がん 27.5%	各25% 以上	各28% 以上	各31% 以上	各34% 以上	各37% 以上	各40% 以上
	大腸がん 28.9%						
	肺がん 28.6%						
	子宮頸がん 24.0%						
	乳がん 26.9%						
生活改善意欲 特定健康診査質問調査:「運動や食生活の改善をしてみようと思いますか」の質問項目に対する「改善するつもりはない」以外の回答	68.4%	67.5% 以上	68.0% 以上	68.5% 以上	69.0% 以上	69.5% 以上	70.0% 以上
【生活習慣病異常値放置者】 受診勧奨対象者が医療機関を受診した割合 ・糖尿病医療受診対象者のうち ①特定保健指導の対象者 ②特定保健指導の対象者外	①35.5% ②60.5%	①40.0% 以上 ②65.0% 以上	①40.0% 以上 ②65.0% 以上	①40.0% 以上 ②65.0% 以上	①40.0% 以上 ②65.0% 以上	①40.0% 以上 ②65.0% 以上	①40.0% 以上 ②65.0% 以上
【生活習慣病治療中断者】 受診勧奨対象者の医療機関への受診割合	—	45.0% 以上	45.0% 以上	45.0% 以上	45.0% 以上	45.0% 以上	45.0% 以上
新規透析患者数	14人	→	→	令和5年度から令和7年度の平均人数が令和4年度実績値以下	→	→	令和8年度から令和10年度の平均人数が令和8年度実績値以下
ジェネリック医薬品利用率	76.9%	78.0% 以上	78.5% 以上	79.0% 以上	79.5% 以上	80.0% 以上	80.0% 以上
対象者の服薬状況の改善人数	3人	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上
対象者の受診状況等の改善人数	0人	3人以上	4人以上	5人以上	6人以上	7人以上	8人以上

4.健康課題を解決するための個別の保健事業

(1)保健事業一覧

以下は、分析結果に基づく健康課題に対する対策の検討結果を踏まえ、第3期データヘルス計画にて実施する事業一覧を示したものです。

事業番号	事業名称	事業概要	区分	重点・優先度
A-①	特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した健診を行うことで、被保険者が生活習慣病のリスクを把握し、生活習慣を見直すように促す。	継続	高
A-②	特定健康診査受診勧奨	過年度における特定健康診査の受診情報等を分析し、セグメント分けした対象者群に効果的な受診勧奨を実施する。受診勧奨の方法は毎年見直しをする。	継続	高
A-③	ヤング健診事業	若いうちから健診受診の習慣を作ることで、将来の特定健康診査の受診につなげるとともに、生活習慣リスクを早期に発見する。	継続	中
A-④	特定保健指導	特定保健指導を利用することで、生活習慣病リスク保有者が生活習慣病予防・健康状態の改善を図る。	継続	高
A-⑤	特定保健指導未利用者対策	特定健康診査結果の階層化で、対象者と判定されたにもかかわらず、特定保健指導の予約及び利用がない者に利用勧奨を実施する。	継続	高
A-⑥	がん検診受診勧奨 (胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)	単独受診の他、特定健康診査と同時受診もできるようにすることで、がん検診受診の意識付けへ繋げる。	継続	中
A-⑦	健康意識向上の取り組み (特典(インセンティブ)事業)	健康意識向上の取り組みを実施することで、健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりを目的とする。	継続	高
B-⑧	糖尿病性腎症医療機関 受診勧奨事業	糖尿病性腎症のリスク保有者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、糖尿病性腎症の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。	継続	高
B-⑨	生活習慣病に関する 異常値放置者に対する 医療機関受診勧奨事業	生活習慣病のリスク保有者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。	継続	高
B-⑩	生活習慣病に関する 治療中断者に対する 医療機関受診勧奨事業	生活習慣病の治療中断者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。	新規	高
C-⑪	ジェネリック医薬品等の啓発	先発医薬品からジェネリック医薬品への切り替えを促し、医療費の削減を図る。	継続	低
C-⑫	服薬情報通知事業	生活習慣病の薬等が重複している者に通知を送付することで、健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりだけでなく、適正な医療を受けるための情報提供に資することを目的とする。	継続	低
C-⑬	受診行動適正化事業	医療機関の頻回、重複受診をしている者に通知を送付することで、健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりだけでなく、適正な医療を受けるための情報提供に資することを目的とする。	新規	中

(2)各事業の実施内容と評価方法

各事業における実施内容及び評価方法の詳細は以下のとおりです。

事業番号:A-① 特定健康診査【継続】

事業の目的	・健康状態を把握するための機会の提供 本事業は、自らの健康状態の把握の機会を提供し、生活習慣病の早期発見、早期治療及び疾病の重症化予防につなげることを目的とする。
対象者	40歳以上の被保険者
現在までの事業結果	「健康状態未把握層の減少」をアウトカムとして実施。 現在、40.8%であり最終目標値の35%以下には未達となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	メタボリックシンドローム ①予備軍者割合 ②該当者割合	①10.3% ②20.8%	①10.1%以下 ②20.6%以下	①10.0%以下 ②20.4%以下	①9.9%以下 ②20.2%以下	①9.8%以下 ②20.0%以下	①9.7%以下 ②19.8%以下	①9.6%以下 ②19.6%以下
アウトプット(実施量・率)指標	特定健康診査受診率 (法定報告値)	46.4%	47.5%以上	48.0%以上	48.5%以上	49.0%以上	49.5%以上	50.0%以上

目標を達成するための主な戦略	・事業番号A-②の特定健康診査受診勧奨事業により、受診率の向上及び健康状態未把握層の減少につなげる。
----------------	--

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・受診期間:5月～2月末 ・4月、6月に受診券を自宅へ送付 ・市内指定実施機関にて、無料で受診可能

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・受診期間:5月～2月末 ・市内指定実施機関にて、無料で受診可 ・年2回以上事業番号A-②の特定健康診査受診勧奨事業を実施する。
--

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 ・健康推進課 ・安城市医師会

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成。健康推進課は実務支援を担当する。 ・安城市医師会への事業説明及び協力要請を行う。

評価計画

アウトカム指標「メタボリックシンドローム該当者・予備軍者割合」は、特定健康診査実施者のうち、メタボリックシンドローム該当者・予備軍者の割合とし、年度毎に評価する。

事業番号:A-② 特定健康診査受診勧奨【継続】

事業の目的	・健康状態を把握するための機会の提供 本事業は、効果的な受診勧奨による特定健康診査の受診率向上を図ることを目的とする。
対象者	特定健康診査事業の未受診者
現在までの事業結果	「受診勧奨した人の受診率」をアウトカムとして実施。 現在、36.7%であり最終目標値の26%以上は達成となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	受診勧奨を実施した人の受診率	36.7%	37.5%以上	38.0%以上	38.5%以上	39.0%以上	39.5%以上	40.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	対象者への事業周知回数	年2回	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上

目標を達成するための主な戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨業務を民間事業者への委託により、実施する。 ・委託業務は、対象者選定、勧奨業務全般、効果測定とする。 ・対象者は、属性や過去の受診状況等によりグループ化し、効果的かつ効率的な勧奨業務を実施する。 ・対象者への効果的なアプローチにより受診率を向上し、受診勧奨した人の受診率の向上につなげる。
----------------	--

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・秋と冬頃に対象者にあわせた受診勧奨通知を個別送付 ・加入手続き時のチラシ配布や市公式ウェブサイトへの記事掲載等で周知
--

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の特性別のグループ化において、過年度の医療機関受診状況を把握するために、レセプトデータも活用する。 ・通知回数は年2回以上とする。
--

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 ・委託事業者 ・健康推進課
--

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。 ・国保年金課は予算編成、関係機関との連携調整、業務委託の発注。健康推進課は国保年金課の実務支援を担当する。 ・安城市医師会への事業説明及び協力要請を行う。
--

評価計画

<p>アウトカム指標「受診勧奨した人の受診率」は、特定健康診査事業の未受診者のうち、受診勧奨通知を送付し、送付後に受診行動へつながったものの割合とし、年度毎に割合を評価する。 効果的な受診勧奨による受診率の向上は、生活習慣病の早期発見・早期治療及び重症化予防につながる。</p>

事業番号:A-③ ヤング健診事業【継続】

事業の目的	・健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくり 本事業は、ヤング健診事業を実施することで、被保険者が若いうちから健診受診の習慣を身につけることで将来の特定健康診査の受診につなげるとともに、生活習慣病リスクを早期に発見することを目的とする。
対象者	20歳～39歳の被保険者等
現在までの事業結果	「特定健康診査40～44歳受診率」をアウトカムとして実施。 現在、22.5%であり、目標値の27.5%以上には未達となる見込みである。アウトプットにおいても受診率、利用率(ICTを活用した検査)ともに未達となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	特定健康診査40～44歳受診率(法定報告値)	22.5%	23.5%以上	24.0%以上	24.5%以上	25.0%以上	25.5%以上	26.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	ヤング健診受診率	8.4%	9.0%以上	9.5%以上	10.0%以上	10.5%以上	11.0%以上	11.0%以上

目標を達成するための主な戦略	・利用率が低調であった「ICTを活用した検査」を廃止し、受診率の向上につながる新たな取り組みを検討する。
----------------	--

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・4月に受診券を自宅へ送付 ・受診期間:5月～2月末 ・9月頃に「ICTを活用した検査」の案内を兼ねた受診勧奨通知を個別送付 ・加入手続き時のチラシ配布や市公式ウェブサイトへの記事掲載等で周知 ・ICTを活用した検査の実施

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・4月に受診券を自宅へ送付 ・受診期間:5月～2月末 ・9月頃に受診勧奨通知を個別送付 ・加入手続き時のチラシ配布や市公式ウェブサイトへの記事掲載等で周知 ・受診後に本人の結果を入れた個別通知を送付することで、健康意識の向上や継続受診を促す取り組みを実施

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 ・健康推進課 ・安城市医師会

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成。健康推進課は実務支援を担当する。
--

評価計画

受診率の向上につながる新たな取り組みと合わせて検討する。

事業番号:A-④ 特定保健指導【継続】

事業の目的	・健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくり 本事業は、健康を保つための疾病予防を目指し、特定保健指導を実施することで、メタボリックシンドロームのリスク保有者の生活習慣の改善を図るとともに生活習慣病を予防することを目的とする。
対象者	特定健康診査結果の階層化で、対象者と判定された被保険者
現在までの事業結果	「特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率」をアウトカムとして実施。 現在、34.7%であり目標値の30%以上は達成となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(法定報告値)	34.7%	35.0%以上	36.0%以上	37.0%以上	38.0%以上	39.0%以上	40.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	特定保健指導実施率(法定報告値)	14.2%	18.0%以上	20.0%以上	22.0%以上	24.0%以上	26.0%以上	28.0%以上

目標を達成するための主な戦略	・事業番号A-⑤の特定保健指導未利用者対策事業により、実施率の向上につなげる。
----------------	---

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・受診期間: 通年 ・市内指定実施機関または市保健センターにて無料で実施 ・市内指定実施機関は個別指導、市保健センターは個別指導と集団指導を実施
--

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・受診期間: 通年 ・市内指定実施機関または市保健センターにて無料で実施 ・市内指定実施機関は個別指導、市保健センターは個別指導と集団指導を実施 ・事業番号A-⑤の特定保健指導未利用者対策事業を実施する。

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 ・健康推進課 ・安城市医師会

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成。健康推進課は実務支援を担当する。 ・安城市医師会への事業説明及び協力要請を行う。

評価計画

<p>アウトカム指標「特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率」は、特定保健指導を実施した対象者のその後の特定保健指導となる率の減少率を年度毎に評価する。 効果的な利用勧奨による実施率の向上は特定保健指導の効果が上がることにつながる。</p>

事業番号:A-⑤ 特定保健指導未利用者対策【継続】

事業の目的	・健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくり 本事業は、健康を保つための疾病予防を目指し、特定保健指導未利用者対策を実施することで、特定保健指導実施率の向上を図る。メタボリックシンドロームのリスク保有者の生活習慣の改善を促すとともに生活習慣病を予防し、ひいては健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりに資することを目的とする。
対象者	特定保健指導事業の未利用者
現在までの事業結果	「利用勧奨した人の特定保健指導利用率」をアウトカムとして実施。 現在、5.8%であり目標値の11%以上には未達となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	利用勧奨した人の特定保健指導利用率	5.8% (R5.10速報値)	10.0%以上	11.0%以上	12.0%以上	13.0%以上	14.0%以上	15.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	未利用者勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

目標を達成するための主な戦略	・対象者の特定健康診査の結果を反映させた保健指導利用勧奨通知を作成し、通知を行い、実施率の向上を図る。
----------------	---

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果説明時の初回保健指導実施が確認できない場合は、受診月の翌々月上旬に利用券を自宅へ送付 ・利用券の初回面接有効期限の2か月前までに予約・利用情報がない人に、利用勧奨を行う。 (文書による案内後、保健師による電話または訪問を実施)

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果説明時の初回保健指導実施が確認できない場合は、翌々月上旬に利用券を自宅へ送付 ・利用券の初回面接有効期限の2か月前までに予約・利用情報が無い人に、利用勧奨を行う。 (文書による案内後、保健師による電話または訪問を実施) ・利用勧奨後一定期間経過後に予約・利用情報が無い人に、文書により、利用の再勧奨を行う。 ・特定健康診査の結果を反映させた保健指導利用勧奨通知を作成し、送付を行う。 ・特定健康診査の結果や広報などを活用し、特定保健指導の周知、利用促進を行う。

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 ・健康推進課
--

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成。健康推進課は実務支援を担当する。
--

評価計画

<p>アウトカム指標「利用勧奨した人の特定保健指導利用率」は、特定保健指導事業の未利用者に利用勧奨通知を送付し、送付後に保健指導へつながったものの割合とし、年度毎に割合を評価する。 効果的な利用勧奨による実施率の向上は特定保健指導の効果が上がることに繋がる。</p>

事業番号:A-⑥ がん検診受診勧奨(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)【継続】

事業の目的	・健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくり 本事業は、がん検診受診勧奨を実施することで、がん検診受診率の向上を図ることを目的とする。
対象者	各がん検診に定める性・年齢の者
現在までの事業結果	令和4年度の各がん検診の受診率は20%台であり、目標値の50%以上には未達となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	各がん検診の受診率	胃がん 27.5% 大腸がん 28.9% 肺がん 28.6% 子宮頸がん 24.0% 乳がん 26.9%	各25%以上	各28%以上	各31%以上	各34%以上	各37%以上	各40%以上
アウトプット(実施量・率)指標	対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

目標を達成するための主な戦略	・受診方法を受診券対応へ変更し、特定健診案内時に同封して通知することで、受診までの手間を省く。 ・がん検診受診券を個別通知することで、対象者がどのがん検診を受けられるか分かるようにすることで、がん検診受診への意識づけにつなげる。
----------------	---

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診のお知らせ時に案内同封 ・受診期間:5月～2月(※子宮頸がんのみ通年) ・国の基準に該当する対象者に無料クーポン(子宮頸がん、乳がん)を配布 ・国保加入手続き時に案内を配布
--

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診のお知らせ時に案内同封 ・受診期間:5月～2月(※子宮頸がんのみ通年) ・国の基準に該当する対象者に無料クーポン(子宮頸がん、乳がん)を配布 ・国保加入手続き時に案内を配布 ・案内通知の見直し等、がん検診未受診者と精密検査の受診勧奨の実施
--

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 ・健康推進課 ・安城市医師会

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

-

評価計画

<p>アウトカム指標は、各がん検診の受診率とし、年度毎の評価を行う。 がん検診の受診率の向上は、がんの早期発見・早期治療及び重症化予防につながる。</p>

事業番号:A-⑦ 健康意識向上の取り組み(特典(インセンティブ)事業)【継続】

事業の目的	・健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくり 本事業は、健康を保つための疾病予防を目指し、健康意識向上の取り組みを実施することで、健康状態を把握するための機会の提供と取り組みづくりに資することを目的とする。
対象者	安城市に在住、在勤、在学、在園の方
現在までの事業結果	あんじょう健康マイレージ事業 ・健康づくりの特典(インセンティブ)事業として、健診受診等でポイントが貯まるマイレージ事業と各種健康講座を実施。「生活改善意欲」(法定報告値)をアウトカムとし、実施。 現在、66.7%であり目標値の70%以上には未達となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	特定健康診査質問調査による生活改善意欲(法定報告値)	68.4%	67.5%以上	68.0%以上	68.5%以上	69.0%以上	69.5%以上	70.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	100ポイント達成者数	1,121人	前年度比増加	前年度比増加	前年度比増加	前年度比増加	前年度比増加	前年度比増加

目標を達成するための主な戦略	・民間協力店の増加 ・インセンティブの増加 ・広報誌等の周知の徹底
----------------	---

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・協力店(100ポイントが貯まった人に交付するカードを提示すると、サービスが受けられる店舗)、抽選賞品(協賛企業からの提供品等)を募集 ・6月～翌年1月末までの健康づくりの取り組みとポイントを記録するシートを、国民健康保険加入手続き時に健診の案内と一緒に配布 ・特定健康診査の未受診者のタイプによって、受診勧奨通知に記録シートを同封 ・アプリ「あいち健康プラス」の導入

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・協力店(ポイントが貯まった人に交付するカードを提示すると、サービスが受けられる店舗)、抽選賞品(協賛企業からの提供品等)を募集 ・6月～翌年1月末までの健康づくりの取り組みとポイントを記録するシートを、国民健康保険加入手続き時に健診の案内と一緒に配布 ・特定健康診査の未受診者のタイプによって、受診勧奨通知に記録シートを同封 ・アプリ「あいち健康プラス」の導入
--

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 ・健康推進課
--

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

-

評価計画

<p>生活改善意欲(法定報告値) 特定健康診査質問調査:「運動や食生活の改善をしてみようと思いますか」の質問項目に対する「改善するつもりはない」以外の回答の割合により年度毎の評価を行う。</p>

事業番号: B-⑧ 糖尿病性腎症医療機関受診勧奨事業【継続】

事業の目的	・重症化予防の推進による医療の効率化 本事業は、健康を保つための疾病予防を目指し、糖尿病性腎症のリスク保有者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、糖尿病性腎症の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。
対象者	特定健診の結果で、医療機関受診を必要としている値に該当しているにも関わらず、受診が確認できない者
現在までの事業結果	「受診勧奨対象者が医療受診した割合」をアウトカムとして実施。 現在、58.33%であり目標値の25%以上は達成となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		過去5年間の平均値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	受診勧奨対象者が医療機関を受診した割合	39.5%	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※計画策定時実績については、分母の値が小さく、年度間の実績値の幅が大きい等の理由により、平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値とする。

目標を達成するための主な戦略	・健診データとレセプトデータより、対象者を抽出し、通知と電話による効果的な勧奨を行う。
----------------	---

現在までの実施方法(プロセス)

- ・特定健診の結果から抽出された対象者のうち、糖尿病性腎症の医療機関受診が確認できない者に対し、文書による受診勧奨を行う。
- ・文書による受診勧奨が届く頃に電話による受診勧奨を行う。
- ・電話勧奨の3か月後に未受診の場合、再度文書による受診勧奨を行う。

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

- ・特定健診の結果から抽出された対象者のうち、糖尿病性腎症の医療機関受診が確認できない者に対し、文書による受診勧奨を行う。
- ・文書による受診勧奨が届く頃に、電話による受診勧奨を行う。
- ・電話勧奨の3か月後に未受診の場合、再度文書による受診勧奨を行う。

現在までの実施体制(ストラクチャー)

- ・国保年金課
- ・健康推進課

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

- ・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。
- ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成。健康推進課は実務支援を担当する。

評価計画

アウトカム指標は、受診勧奨をした者が医療受診した割合とし、年度毎の評価を行う。
医療機関への受診が必要な者に効果的な勧奨を行うことで、糖尿病性腎症の重症化を抑制することに資することができる。

事業番号:B-⑨ 生活習慣病に関する異常値放置者に対する医療機関受診勧奨事業【継続】

事業の目的	・重症化予防の推進による医療の効率化 本事業は、健康を保つための疾病予防を目指し、生活習慣病のリスク保有者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。
対象者	特定健診の結果で、医療機関受診勧奨判定値を超えているにも関わらず、医療機関への受診が確認できない者
現在までの事業結果	糖尿病医療受診対象者については、「特定保健指導の対象者及び対象外者それぞれの受診勧奨対象者が医療機関を受診した割合」をアウトカムとして実施。現在、特定保健指導の対象者は38.46%であり目標値の15%以上は達成、特定保健指導の対象外者は75.0%であり目標値の25%以上は達成となる見込みである。 高血圧・脂質異常症医療受診対象者については、「特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(法定報告値)」をアウトカムとして実施。現在、34.7%であり目標値の30%以上は達成となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績 過去5年間の 平均値	目標値					
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム (成果) 指標	【糖尿病医療受診対象者】 受診勧奨対象者が医療機関を受診した割合 ①特定保健指導の対象者 ②特定保健指導の対象外者 【高血圧・脂質異常症医療受診対象者】 ③特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(法定報告値)	①35.5% ②60.5% ③28.2%	①40.0%以上 ②65.0%以上 ③31.0%以上	①40.0%以上 ②65.0%以上 ③32.0%以上	①40.0%以上 ②65.0%以上 ③33.0%以上	①40.0%以上 ②65.0%以上 ③34.0%以上	①40.0%以上 ②65.0%以上 ③35.0%以上	①40.0%以上 ②65.0%以上 ③36.0%以上
アウトプット (実施量・率) 指標	対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※計画策定実績については、分母の値が小さく、年度間の実績値の幅が大きい等の理由により、平成30年度から令和4年度までの5年間の平均値とする。

目標を達成するための 主な戦略	・【糖尿病医療受診対象者】レセプトと健診結果等より、対象者を抽出し、通知と電話による効果的な勧奨を行う。 ・【高血圧・脂質異常症医療受診対象者】質問票と健診結果等より、対象者を抽出し、通知による受診勧奨を行う。
--------------------	--

現在までの実施方法(プロセス)

【糖尿病医療受診対象者】 ・特定健診の結果から抽出された対象者のうち、医療機関受診が確認できない者に対し、文書による受診勧奨を行う。 ・文書による受診勧奨が届く頃に電話による受診勧奨を行う。 ・電話勧奨の3か月後に再度医療機関受診状況を確認し、受診が確認できない者に対し、文書による受診再勧奨を行う。
【高血圧・脂質異常症医療受診対象者】 ・特定健診の結果から抽出された対象者に対し、文書による受診勧奨を行う。

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

【糖尿病医療受診対象者】 ・レセプトと健診結果等より、対象者を抽出し、通知対象者として適切でない者を除外した対象者リストを作成する。 ・当該対象者に医療機関への受診を促す通知文書を郵送し、電話による受診勧奨を実施のうえ、受診勧奨後のレセプトデータを確認し、効果を検証する。
【高血圧・脂質異常症医療受診対象者】 ・質問票と健診結果より、対象者を抽出し、通知対象者として適切でない者を除外した対象者リストを作成する。 ・特定保健指導の対象者には、医療機関への受診、特定保健指導の利用を促す通知文書を郵送し、電話による受診勧奨も実施する。 ・特定保健指導の対象外者には、医療機関への受診を促す通知文書の郵送による受診勧奨を実施する。 ・特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率により効果を検証する。

現在までの実施体制(ストラクチャー)

・国保年金課 ・健康推進課

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成。健康推進課は実務支援を担当する。
--

評価計画

アウトカム指標は、受診勧奨をした者が医療受診した割合、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率とし、年度毎の評価を行う。医療機関への受診が必要な者に効果的な勧奨を行うことで、生活習慣病の重症化を抑制することに資することができる。
--

事業番号:B-⑩ 生活習慣病に関する治療中断者に対する医療機関受診勧奨事業【新規】

事業の目的	・重症化予防の推進による医療の効率化 本事業は、健康を保つための疾病予防を目指し、生活習慣病の治療中断者への医療機関受診勧奨事業を実施することで、生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防につなげ、ひいては重症化予防の推進による医療の効率化に資することを目的とする。
対象者	生活習慣病の通院歴があるが、レセプトデータより治療を中断していると確認できる者
現在までの事業結果	-

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
			令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
アウトカム(成果)指標	受診勧奨対象者の受診割合	-	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上	45.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	対象者への受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

目標を達成するための主な戦略	・委託事業者により、レセプトと健診データから対象者を抽出し、通知による効果的な勧奨を行う。
----------------	---

現在までの実施方法(プロセス)

-

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

- ・レセプトと健診データから対象者を抽出し、通知対象者として適切でない者を除外した対象者リストを作成する。
- ・当該対象者に医療機関への定期受診を促す通知文書を送付することで受診勧奨を実施する。(受診勧奨後のレセプトデータを確認し、効果を検証する。)

現在までの実施体制(ストラクチャー)

-

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

- ・主管部門は国保年金課、連携部門は健康推進課とする。
- ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、業務委託の発注。健康推進課は実務支援を担当する。

評価計画

アウトカム指標は、受診勧奨をした者が医療受診した割合とし、年度毎の評価を行う。
医療機関への受診が必要な者に効果的な勧奨を行うことで、生活習慣病の重症化を抑制することに資することができる。

事業番号:C-⑪ ジェネリック医薬品等の啓発【継続】

事業の目的	・適正な医療を受けるための情報提供 本事業は、持続可能な保険サービスの提供を目指し、ジェネリック医薬品等の啓発を実施することで、適正な医療を受けるための情報提供に資することを目的とする。
対象者	被保険者
現在までの事業結果	年4回の差額通知の発送を実施。 「ジェネリック医薬品の数量ベース利用率」をアウトカムとし、現在76.9%であり、目標値の80%以上には未達となる見込みである。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	ジェネリック医薬品利用率	76.9%	78.0%以上	78.5%以上	79.0%以上	79.5%以上	80.0%以上	80.0%以上
アウトプット(実施量・率)指標	ジェネリック医薬品差額通知の送付頻度	年4回	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上

目標を達成するための主な戦略	・ジェネリック医薬品の利用率の推移を見ながら、勧奨対象となる1薬剤当たりの削減額の基準額を適宜見直す。
----------------	---

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・年4回(5月・8月・11月・2月)に差額通知を送付 ・国民健康保険加入手続き時に、「ジェネリック医薬品希望」と印字した保険証ケースを配布 ・高齢受給者証及び限度額適用認定者証の発行時に、「ジェネリック医薬品希望」と印字した保険証ケースを配布

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・年2回(6月・12月)に差額通知を送付 ・国民健康保険加入手続き時に、「ジェネリック医薬品希望」と印字した保険証ケースを配布 ・高齢受給者証及び限度額適用認定者証の発行時に、「ジェネリック医薬品希望」と印字した保険証ケースを配布

現在までの実施体制(ストラクチャー)

・国保年金課

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課とする。 ・国保年金課は、予算編成、事業計画書作成、実務を担当する。
--

評価計画

<p>アウトカム指標「ジェネリック医薬品利用率」は、愛知県国保連合会から提供される帳票等を活用し、厚生労働省が保険者別のジェネリック医薬品利用率を毎年度2回(毎年9月診療分と3月診療分)公表することを踏まえ、9月診療分の結果を確認する。ジェネリック医薬品利用率が高ければ、様々な臨床試験を通して、先発医薬品と同等の安全性が確保されていることやジェネリック医薬品の利用によって、本市の財政運営に寄与することが周知できていることを意味する。</p>
--

事業番号:C-⑫ 服薬情報通知事業【継続】

事業の目的	・適正な医療を受けるための情報提供 本事業は、持続可能な保険サービスの提供を目指し、服薬情報通知事業を実施することで、適正な医療を受けるための情報提供に資することを目的とする。
対象者	レセプトデータを分析し、その中から重複投薬者を対象とする。 ※重複投薬者 ・3か月連続して1か月に同様の効能、効果を持つ薬剤を2以上の医療機関から処方されている者。 ・3か月連続してはいないものの、レセプト情報から、同様の効能、効果を持つ薬剤を2以上の医療機関から処方されており、処方量が3か月重複している者
現在までの事業結果	毎月の対象者抽出をアウトプットとして実施しているが、アウトカムは設定していない。

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定 時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム (成果) 指標	通知対象者の服薬状況の改善人数	3人	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上	6人以上
アウトプット (実施量・率) 指標	事業対象者に対する通知割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

目標を達成するための 主な戦略	・レセプトデータより、抽出された対象者に対して通知による勧奨を行う。
--------------------	------------------------------------

現在までの実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の有無を毎月調査し、該当があった場合は、服薬状況を見直すよう、案内の文書を送付する。 ・文書発送の4か月後に、レセプトにて、服薬の改善状況を確認する。
--

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県国保連合会への委託により、対象者の抽出、通知物の作成を実施する。
--

現在までの実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課
--

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成を担当する。
--

評価計画

<p>アウトカム指標「通知対象者の服薬状況の改善人数」は、対象者の通知前後の服薬状況と比較し、改善している者の人数を確認する。服薬状況の改善人数が高ければ、多くの薬を飲んでいることにより、薬の相互作用や飲み間違い・飲み忘れ等により、引き起こされる有害事象(ポリファーマシー)のリスクが軽減できたことを意味する。</p>

事業番号:C-⑬ 受診行動適正化事業【新規】

事業の目的	・適正な医療を受けるための情報提供 本事業は、持続可能な保険サービスの提供を目指し、重複・頻回受診者への通知事業を実施することで、適正な医療を受けるための情報提供に資することを目的とする。
対象者	レセプトデータを分析し、その中から3か月連続で重複受診、頻回受診の者を対象とする。
現在までの事業結果	-

今後の目標

※太枠の令和8年度は中間評価年度、令和11年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトカム(成果)指標	対象者の受診状況等の改善人数	0人	3人以上	4人以上	5人以上	6人以上	7人以上	8人以上
アウトプット(実施量・率)指標	重複・頻回受診者への通知割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

目標を達成するための主な戦略	・レセプトデータから抽出された重複・頻回受診者に対して、適正受診に資するよう、通知の送付を実施する。
----------------	--

現在までの実施方法(プロセス)

-

今後の実施方法(プロセス)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータを分析して、対象者を抽出し、通知対象者として、適切でない者を除外した対象者リストを作成する。 ・当該対象者に、適正な受診の重要性を促す通知書を郵送する。

現在までの実施体制(ストラクチャー)

-

今後の実施体制(ストラクチャー)の改善案、目標

<ul style="list-style-type: none"> ・主管部門は国保年金課とする。 ・国保年金課は、予算編成、関係機関との連携調整、事業計画書作成、案内文書の作成、発送を担当する。

評価計画

<p>アウトカム指標「対象者の受診状況等の改善人数」とし、年度毎の評価を行う。 対象者の受診状況等の改善状況が高ければ、適切な受診行動によって、本市の財政運営に寄与することが周知できていることを意味する。</p>
--